

- 十二、從來毎月ノ辨済金ハ之ヲ均等トシ先ヅ元金ノ辨済ニ充當シソノ完了ヲ俟テ利子ノ辨済ニ充當シタルヲ爾今毎月元金及利子ヲ辨済セシムルコトトシ元金ハ辨済期間ニ等分シ利子ハ前月分ノ未辨済元金ニ利率ヲ乗ジテ算出スルコトニ改正セラレタルニ付行違ヒナキ様留意スルコト
- 十三、貸付金ハ月賦辨済ノ外可成賞與又ハ勤勉手當ヨリモ辨済セシムルコトトシ其ノ額ヲ貸付申込ニ書ニ記入シテ申込マシムルコト
- 十四、規程第八條第二項ノ臨時辨済ハ不時ノ收入アリタル場合ニ努メテ之ヲ爲サシムルコト
- 十五、月賦元金額ハ圓位未滿ノ端數ヲ附セザル様(賞與又ハ勤勉手當ヨリノ辨済額ヲ適宜ニ増減シテ)定ムルコト
- 十六、一部ノ臨時辨済ノ場合ニ於テ借受者ノ希望アリ且貸付後ノ事情ニ依リ辨済金ノ減額ヲ要スルモノアルトキハ部局長ハ其ノ貸付期間内ニ於テ爾後ノ辨済金ノ更正ヲ認ムルコト
- 十七、組合員ノ資格停止期間中ニ於ナル月賦辨済金ハ規程第十七條第四項ニ依リ之ヲ猶豫サルルモ可成引續キ辨済セシムルコト
- 十八、組合員外ノモノ退官退職又ハ任官若ハ部外へ轉任シタル場合ニ於ケル利子ノ計算方ハ規程第七條第一項但書ニ依リ完済トナリタル日ノ前月分迄之ヲ徵收スルコト
- 十九、規程第十八條ノ取扱ニ付テハ省及組合ノ給與金取扱者等ト絶エズ連繫シ諸手當並賜金ノ請求ニ際シ俸給總代人ヲ受任者ト定メタル委任狀ヲ徵シ受任者ヲシテ請求受領セシメタル上本貸付金ノ未辨済元利金ヲ控除セシムル等貸付金回收方ニ關シ萬遺漏ナキヲ期スルコト
- 二十、貸付ヲ爲シタル組合員ニ對スル共済組合員原票ハ其ノ上部欄外ニ貸付ノ表示ヲ爲シ本人組合脱退

ノ場合ニ於テ給付金ヨリ貸付金ノ控除ヲ洩ラサマル様留意スルコト但シ完済トナリタルトキハ直ニ其ノ表示ハ抹消スルコト

- 二十一、保證人ハ己ムヲ得ザル場合ノ外貸付申込者ト同一支部局ニ在勤スル者ヨリ選定セシムルコト
- 二十二、保證人ニ對シテハ適宜様式ニ依リ保證人名簿ヲ作成シ其ノ異動ノ有無ニ付時々調査ヲ爲シ債券確保ニ注意スルコト

二十三、保證人ヲ變更又ハ追加セントスルトキハ保證人變更申請書(第一號様式)及保證債務證書(第二號様式)ヲ提出セシムルコト

二十四、無利子貸付ニ對シテハ貸付申込書餘白又ハ貸付原票上部欄外ニ無利子承認ト表示スルコト

二十五、貸付金又ハ辨済元利金ノ送金方法ハ凡テ振替貯金ニ依ルコトトシ拂出通知票又ハ拂込通知票ノ通信文記載欄ハ左記ノ例ニ依リ記載スルコト

(一) 拂出通知票(貸付金送金ノ場合)

金 圓 貸付金

内 譯

金 圓 氏 名

金 圓 氏 名

(二) 拂込通知票(辨済元利金拂込ノ場合)

金 圓 月分辨済元利金

内 譯

金	圓	有利子辨濟元金
金	圓	無利子辨濟元金
金	圓	子

二十六、貸付金ノ拂出料金及辨濟元利金ノ拂込料金ハ組合ニ於テ負擔スルニ付拂出ノ際、同一支部局ノ分ハ一括拂出ヲ爲シ辨濟元利金ノ拂込ノ際ハ同日ノ分ハ取纏メテ拂込ヲ爲ス等料金ノ節約ニ一層留意スルコト

辨濟元利金ハ之ヲ「拂込料金加入者負擔」トシテ拂込ムコト

二十七、貸付金ニ對スル拂出傳票ニハ有利子貸付金何口何圓無利子貸付金何口何圓又辨濟元金ニ對スル受入傳票ニハ有利子辨濟元金何口何圓何錢無利子辨濟元金何口何圓何錢ト各其ノ内譯ヲ備考欄ニ記入スルコト

二十八、會計事務取扱手續第十七號ノ雜費調書ハ昭和十年十二月十九日健第二一〇一號參照ノコト

二十九、本貸付金ニ要スル貸付申込書、元利金辨濟表、貸付原票、借用證書、貸付辨濟金内譯書及貸付現況調書用紙ハ別途送付スルモ爾後ハ貴局ニ於テ調製スルコト

三十、從來ノ用紙帳簿類ニシテ補正使用シ得ルモノハ可成適宜整理使用スルコト

(第一號様式)

保證人變更申請書

抽者債昭和 年 月 日 圓也選信共濟組合積立金貸付規程ニ基キ(局名、官職)何某ヲ 連帶保證

人ト相定メ借用致候處今般右連帶保證人  
條御承認相成度此段及申請候也

ノ爲、左記ノ通之ガ追加(又ハ變更)致度候

昭和 年 月 日

所屬職名 何 某 ㊦

一、貸付限度

二、任官年月日及任官後ノ年數

三、俸給月額

所屬局課、官職名

連帶保證人 何 某 ㊦

選 信 局 長 殿

右ハ事實相違無之且信用確實ト認メラルルニ付キ承認相成度

昭和 年 月 日

支部局長 團

(第二號様式)

保證債務證書



債務者(局名職名)何某が共済組合事務統理者遞信次官ヨリ遞信共済組合積立金貸付規程ニ基キ昭和  
年 月 日金 圓也ヲ借受ケタル債務ニ對シ拙者儀連帯保證人ニ相立チタルニ付テハ之  
ガ元利金ヲ辨済スル爲メ同上貸付規程ノ定ムルトコロニ依リ拙者ガ遞信省ヨリ受クベキ俸給給料又  
ハ其ノ他ノ諸給與金並ニ恩給等ヨリ組合ニ於テ、控除徴收セラルルモ異議無之候也

昭和 年 月 日

所屬、局、課

官職 何

某 ㊦

遞 信 次 官 殿

遞信共済組合積立金貸付會計事務取扱手續

(昭和十一年三月) (昭和十三年七月)  
健第二四九號 (健第六二一號改正)

通 則

第一條 共済組合ニ對スル積立金貸付ニ關スル會計事務ハ組合會計事務取扱手續ニ依ルノ外本手續ニ依  
リ取扱フヘシ

第二條 貸付金ノ受入種目及拂出種目ハ左ノ通トス

受入種目 貸付資金、辨済元金、利子、雜收入

拂出種目 貸付資金、貸付金、雜費、缺損金

本省ニ於ケル取扱方

第三條 一般ノ會計ヨリ資金ノ受入ヲ爲シタルトキハ貸付資金トシテ受入傳票ヲ作成スヘシ

第四條 一般ノ會計ヘ貸付資金ヲ戻入シタルトキハ拂出傳票ヲ作成シ拂出ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 部長ヨリ受拂金證憑書類又ハ完済トナリタル貸付原票ノ送付ヲ受ケタルトキハ検査ヲ執行ノ  
上受拂金ニ對シ受入傳票又ハ拂出傳票ヲ作成スヘシ

第六條 受拂金證憑書類ハ之ヲ受入、拂出ニ區別編纂スヘシ

第七條 第三條及第四條ノ受入傳票及拂出傳票ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 第九條ノ規定ハ本省ニ於ケル取扱方ニ準用ス

部局ニ於ケル取扱方

第八條 部長ハ左ノ帳簿ヲ設備スヘシ

貸付金受入傳票番號簿

附一號

貸付金受入訂正傳票番號簿

同

貸付金拂出傳票番號簿

附二號

貸付金拂出訂正傳票番號簿

同

第九條 貸付金ノ受拂ニ關スル傳票ノ番號ニハ左記ノ記號ヲ附スヘシ

受入傳票番號 貸收

受入訂正傳票番號 訂貸收

拂出傳票番號 貸支

拂出訂正傳票番號 訂貸支

第十條 貸付資金ノ送付ヲ受ケタルトキハ振替貯金拂出通知票又ハ其他ノ關係書類ニ依リ直ニ受入傳票

第三號ヲ作成スヘシ

(注意)

受入種目ハ貸付資金トス

第十一條 貸付ヲ爲サントスルトキハ貸付申込書ニ依リ貸付金額及送金料ヲ計算シ貸付金ニ對シ拂出傳

票第四號ヲ作成シタル上拂出ノ手續ヲ爲スヘシ

(注意)

拂出種目ハ貸付金トス

第十二條 支部局長ヨリ辨濟元利金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ振替拂込通知票ニ依リ受入傳票ヲ作成スヘシ

支部局長ヨリ貸付辨濟金内譯書ノ送付ヲ受ケタルトキハ受入金ニ照合シ吻合スルコトヲ確メタル上受  
入月日及受入番號ヲ附記シ整理保存スヘシ

第十三條 支部局長貸付規程第十八條ニ依リ辨濟元利金ヲ給與金ヨリ控除シタルトキハ貸付金受入調書

第五號 正副二通ヲ調製シタル上左記ニ依リ處理スヘシ

一、正本ハ當日ノ分ヲ一括シテ受入傳票ヲ作成スヘシ

二、副本ハ受入月日及受入番號ヲ附記シタル上貸付辨濟金内譯書ト共ニ整理保存スヘシ

第十四條 支部局長選信次官ヨリ貸付資金回收ノ通知ヲ受ケタルトキハ拂出傳票ヲ作成シ選信次官ノ振替

口座ニ口座振替ノ手續ヲ爲スヘシ

(注意)

拂出種目ハ貸付資金トス

第十五條 第十一條、第十二條及前條ノ受拂ニ要シタル料金ニ對シテハ受拂通知票ニ依リ雜費調書ヲ調

製シタル上拂出傳票ヲ作成スヘシ

(注意)

拂出種目ハ雜費トス

第十六條 貸付ヲ受ケタルモノ他ノ部局ニ轉出シタルトキハ未辨濟元金ニ相當スル貸付資金ニ對シ受入

訂正傳票ヲ貸付金ニ對シ拂出訂正傳票ヲ作成スヘシ

轉入部局ニ於テハ貸付規程第二十三條第二項第二號ノ書類ノ送付ヲ受ケタルトキハ未辨濟元金ニ相當

スル貸付資金ニ對シ受入傳票ヲ貸付金ニ對シ拂出傳票ヲ作成スヘシ

第一項又ハ第二項ノ處理ヲ了シタルトキハ直ニ其ノ旨遞信次官ニ報告スヘシ

第十七條 部局長ハ毎日取扱ニ係ル受拂金ヲ受入傳票、受入訂正傳票、拂出傳票又ハ拂出訂正傳票ニ依リ貸付金受拂登記簿ニ登記整理スヘシ

第十八條 部局長ハ毎月取扱ニ係ル受拂金證憑書類ヲ左記ニ依リ區別シ各合計紙ヲ添付シタル上完済トナリタル貸付原票ト共ニ翌月十五日迄ニ遞信大臣ニ提出スヘシ

組合員 受入證憑書類

同 拂出證憑書類

組合員外 受入證憑書類

同 拂出證憑書類

第十九條 部局長ハ毎月貸付金收支計算書ヲ貸付規程第二十五條ニ準シ調製シタル上翌月十五日迄ニ遞信次官ニ提出スヘシ

附録第一號

貸付金受入傳票番號簿

月	日	番號	種類	目	摘要	金額	金額

訂正傳票ニ對スル番號ハ別ニ口座ヲ設クルモノトス



課 長	年度	昭和	年度
	番號	訂貨收 第	號
	起案	昭和 年 月 日	
	發令	昭和 年 月 日	
	拂出	昭和 年 月 日	
	帳簿登記	昭和 年 月 日	
貸付金受拂登記簿			
檢 主 查 任			
受入訂正傳票			
種 目	口 數	金 額	
貸付受入金		円	
内 譯			
備 考			

貸付金受入訂正傳票用紙

課 長	年度	昭和	年度
	番號	貸支第	號
	起案	昭和 年 月 日	
	發令	昭和 年 月 日	
	拂出	昭和 年 月 日	
	帳簿登記	昭和 年 月 日	
貸付金受拂登記簿			
檢 主 查 任			
拂 出 傳 票			
種 目	口 數	金 額	
貸金拂出金		円	
内 譯			
備 考			

貸付金拂出傳票用紙

(拂出料金 圓 錢)

記入心得  
備考欄ニ有利子貸付金ト無利子貸付金トノ内譯ヲ附記スヘシ

課長  係長  主任 検査	年度	昭和	年度
	番號	訂貸支第	號
	起案	昭和	年 月 日
	發令	昭和	年 月 日
	拂出	昭和	年 月 日
	帳簿登記	昭和	年 月 日
貸付金受拂登記簿			
拂出訂正傳票			
種目	口數	金額	
貸付拂出金		円	
内 譯			
備考			

貸付金拂出訂正傳票用紙

貸付辨濟金受入調書

							支部局名
							職名
							氏名
							貸付受入金計
							備考
							備考

備考 辨濟元利金ヲ控除シタル給付金ノ拂出月日及拂出番號ヲ備考欄ニ記入スルコト



昭和 年 月分貸付金證憑書合計紙

局

種目	人員	金額	備考
貸付金		円	拂出料金所要額 圓 錢
内 課			
有利子			
無利子			
雜 費			
貸付金控除			

共済組合貸付金返済元利金拂込方ノ件

(昭和十年六月四日 健第九四八號通牒)

右拂込ニ關シ借受人名義(振替拂込通知票面拂込人氏名)ヲ以テ拂込マルモノアルモ本件ハ規程第二十条ニ依リ支部局長ニ於テ本人ヨリ受領ノ上同局長名義ヲ以テ拂込マシムルヲ要スル義ニ付右様拂込ニ對シテハ相當注意相成ル様致度

追而工務課出張所員等ノ返済金拂込ニシテ事實支部局長ニ於テ受領ノ上拂込不便ナルモノハ相當責任者ヨリ拂込マシムルト共ニ可然措置スル様處理アリタシ

共済組合貸付金貸付方ニ關スル件

(昭和十年八月十二日 健第一四七八號通牒)

右ニ關シ調査スルニ一組合員ニ對シニ二口若ハ三口ノ貸付ヲ爲シタル向アルモ斯クテハ組合員ハ毎月多額ノ返済元利金ヲ要シ毎月ノ負擔ヲ過重ナラシムル嫌アリト認メラルルニ付現ニ貸付ヲ受クル組合員ヨリ更ニ貸付ノ申出アリタルトキハ現貸付ニ對シテハ一先ツ完済セシメタル上新ニ貸付ヲ爲スコトニ取計相成度追而實際ノ取扱トシテハ現貸付未返済元利金ヲ新規貸付額ヨリ控除受領スルモ差支ナキニ付爲念

北支事變ニ際シ應召者等中共済組合資金ノ貸付ヲ受ク

ル者ノ貸付金辨濟方ニ關スル件

(昭和十二年八月二日 健第一二二五號通牒)

今回ノ北支事變ニ際シ明治三十四年勅令第七號ニ該當ノ從軍者及雇傭人ニシテ同勅令規定ノ事務ニ從事



# 一、逓信部内職員高利債借替資金貸付

## 公達

### 逓信部内職員高利債借替資金貸付規程

(昭和十一年八月二十九日)  
(公達第六四九號)

第一條 逓信共済組合ハ本規程ニ基キ組合員並組合員以外ノ部内職員ニ對シ高利債借替資金トシテ積立金ノ貸付ヲ爲スコトヲ得

第二條 本規程ニ於テ特ニ規定セザル事項ニ付テハ逓信共済組合積立金貸付規程(以下單ニ積立金貸付規程ト稱ス)ヲ準用ス

第三條 本貸付金ノ貸付申込ヲ爲シ得ベキ者ハ組合員ニ在リテハ組合加入後二年以上ヲ經過シタル者、組合員以外ノ者ニ在リテハ任官後三年以上ヲ經過シ現ニ逓信部内ニ於テ判任官以上ノ官職ニ在ル者ニ限ル

第四條 本貸付金ニ借替ヲ認ムヘキ債務ハ本人カ自己又ハ自己ト同一ノ家ニ在ル者若ハ現ニ同居スル者ノ病氣又ハ災厄其ノ他已ムヲ得サル事情ノ爲本規程施行當日現在ニ於テ負擔スル年利一割以上ノ高利債ニ限ル

組合員カ現ニ積立金貸付規程ニ依ル貸付ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ未辨済元利金額ヲ前項ノ債務ト合一シテ借替ヲ爲スコトヲ得

第五條 本貸付金ノ貸付限度ハ左ノ如シ但シ組合員ニ在リテハ給料日額ノ二百八十八日分ニ相當スル金

額ヲ超過スルコトヲ得ズ

#### 一 組合員

- (一) 組合員加入期間二年以上三年未満ノ者 組合員掛金拂込總額以内
- (二) 組合員加入期間三年以上八年未満ノ者 組合員掛金拂込總額ノ十五割以内
- (三) 組合員加入期間八年以上ノ者 組合員掛金拂込總額ノ二十割以内

#### 二 組合員以外ノ者

- (一) 任官後三年以上四年未満ノ者 俸給月額三月分以内
- (二) 任官後四年以上五年未満ノ者 俸給月額四月分以内
- (三) 任官後五年以上六年未満ノ者 俸給月額五月分以内
- (四) 任官後六年以上ノ者 俸給月額六月分以内

組合員ガ現ニ積立金貸付規程ニ依ル貸金ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ未辨済元利金額ト本規程ニ依ル貸付額トノ合計額ハ前項ノ貸付限度ヲ超過スルコトヲ得ズ

第六條 組合員以外ノ者ニ對スル本貸付金ノ利息ハ元金壹圓ニ付月四厘五毛トス

第七條 貸付金ノ元利金ハ貸付ノ翌月ヨリ左ノ區別ニ依リ月賦辨済スベシ但シ毎月ノ辨済元金ハ給料日額ノ三分ニ相當スル金額ヲ下ルコトヲ得ズ

#### 一 組合員

- (一) 十二月以内
  - (二) 二十四月
  - (三) 三十六月
  - (四) 四十八月
  - (五) 六十月
  - (六) 七十二月
- 二 組合員以外ノ者
- (一) 十二月以内
  - (二) 二十四月
  - (三) 三十六月

組合員以外ノ者退官又ハ遞信部内ニ轉勤シタルトキハ積立金貸付規程第八條第三項ノ規定ヲ準用ス

第八條 積立金貸付規程第十九條ノ規定ハ組合員タル借受人カ組合ヲ脱退シタル場合ニ限り之ヲ準用ス

第九條 貸付ヲ受ケントスル者ハ組合員ニ在リテハ保證人一名以上、組合員以外ノ者ニ在リテハ保證人二名以上ヲ設定シタル上、高利債借替貸付申込書附第一號正副二通ヲ昭和十一年九月末日迄ニ所屬支部局

長宛提出スベシ但シ本貸付金ニ付他人ノ保證人トナリタル者ハ貸付ノ申込ヲ爲スコトヲ得ズ

第十條 保證人ハ貸付申込者ト同一支部局ニ在勤シ且左ノ各號ニ該當セザル者ニシテ部局長ニ於テ信用確實ト認メタル者ナルコトヲ要ス

- 一 本貸付金ノ貸付申込ヲ爲シタル者又ハ本貸付金ニ付他人ノ保證人トナリタル者
- 二 積立金貸付規程ニ依ル貸付金ノ貸付ヲ受クル者

第十一條 組合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ積立金貸付規程第十七條ノ規定ヲ保證人ニ準用ス

第十二條 支部局長、貸付金ノ送付ヲ受ケタルトキハ貸付申込者ヨリ借用證書附第二號ヲ徴シタル上負債ノ整理ニ付之ガ監理ヲ爲スベシ

第十三條 支部局長ハ保證人第十條ノ規定ニ牴觸スルニ至リタルトキハ直ニ其ノ旨部局長ニ報告スベシ  
部局長前項ノ報告ヲ受ケ必要アリト認ムルトキハ借受人ヲシテ保證人ヲ變更又ハ追加セシムベシ

前項ノ場合ニ於テ借受人保證人ヲ變更又ハ追加シ得ザルトキハ本貸付金ノ未辨濟元利金ヲ一時ニ辨濟セシムベシ

附録第一號

高利債借替資金貸付申込書

組合員以外ノモノ			加入又ハ任官後ノ年數	貸付期間	拂出書號	拂出料金
貸付金	俸給月額	俸給月分	年 月	月		
円	円	円				
貸付金	拂込掛金	繰上掛金	標準給料	標準給料日額	積立金貸付期間	差引現金
円	円	円	円	円	円	円

上欄ハ部局ニ於テ記入スルモノトス

一、申込金額金	圓也	二、辨済方法	月々賦辨済
三、負債總額金	圓也	四、利率	厘 毛
五、積立金貸付期間ニ付テハ元金	圓 錢也	六、標準給料又ハ俸給月額	圓 錢也

右選信部内職員高利債借替資金貸付ニ基キ貸付相成度左記保證人相定メ貸付申込候也

昭和 年 月 日

所屬

職員

氏名印

組合加入又ハ任官年月日	標準給料日額又ハ俸給月額	職名	氏名	印

選信次官殿

右事實相違無之且保證人ハ信用確實ナルニ付貸付可然モノト認ム  
昭和 年 月 日 支部局長印

附録第二號

借用證書



一金

選信部内職員高利債借替資金貸付規程ニ基キ前記ノ金額借用致候處之ガ辨済ニ就テハ昭和 年 月 日ヨリ昭和 年 月迄ニ元利金ヲ辨済スル爲拙者等カ選信省ヨリ受クヘキ俸給、給料、手當、其ノ他ノ給與金、並恩給、共済組合給付金等ヨリ徴收セラルルモ異議無之候也

昭和 年 月 日

所屬局課、官職名 債務者 氏 名  
 所屬局課、官職名 連帶保證人 氏 名  
 所屬局課、官職名 連帶保證人 氏 名

選信次官殿

注意

収入印紙ハ五拾圓迄ハ貳錢、百圓迄ハ參錢、五百圓迄ハ拾錢、千圓迄ハ貳拾錢トス

## 遞信部内職員高利債借替資金貸付ニ關スル件

二一八

(昭和十一年八月二十八日  
健第一〇八五號依命通牒)

今般共済組合員並組合員以外ノ部内職員ニ對シ高利債借替資金トシテ特ニ組合積立金ノ貸付ヲナシ得ルコトニ決裁相成タルニ付テハ左記ニ依リ相當處理相成度

追而本貸付ハ本人又ハ其ノ家族カ病氣又ハ災厄其ノ他已ムヲ得ザル事情ノ爲多額ノ高利債ヲ負擔シ之カ辨濟ヲ困難トスル者ノ經濟更生ニ資セントスルモノナルモ所謂經濟更生ハ實ニ本貸付金ノ貸付ニ依リ其ノ目的ヲ達成シ得ルモノニ非ズ本人ガ克ク本貸付ノ趣旨ヲ理解シ自奮更生ノ熱意ヲ有スルハ勿論支部局長ガ指導督勵ニ付適當ノ方策ヲ講ズルニ非ザレバ所期ノ効果ヲ擧ゲ得ザルノミナラズ却テ累ヲ將來ニ貽ス虞アリト認メラルルニ付支部局長ヲシテ本貸付ノ特ニ決裁相成タル趣旨ヲ徹底セシメ負債ノ整理ハ勿論將來ノ經濟生活ニ對スル指導督勵ニ關シテモ適當ナル具體的方法ヲ講ゼシメ以テ所期ノ効果ヲ擧ゲ得ル様特ニ御配意相煩度

記

- 一、本貸付金ノ會計事務ハ左ニ依ルノ外積立金貸付會計事務取扱手續ニ準シ處理スルコト
- (一)本貸付金ノ會計ハ他ノ會計ト區別シ其ノ證憑書類ハ勿論貸付金受拂登記簿及傳票番號簿モ別個ニ處理スルコト
- (二)貸付金現況調及貸付金收支計算書ハ他ノ貸付金ノ分ト區別シテ調製ノ上報告スルコト但シ貸付金現況調ノ備考欄ニハ組合員以外ノ者ニ對スル貸付金ノ件數、金額ヲ記入スルコト

(三)本貸付金ノ受拂ニ要スル振替貯金口座ハ貸付金専用振替貯金口座ヲ利用スルコト

(四)本貸付金ノ受拂ニ關スル受入傳票番號ニハ替貸收、拂出傳票番號ニハ替貸支ノ記號ヲ附スルコト

二、貸付資金ハ豫メ之ヲ交付セザルニ付貸付方決定シタルトキハ電報ヲ以テ所要額ヲ請求スルコト

右資金ハ適宜分割請求ヲ爲シ得ルコト

三、規程第四條ノ「其ノ他已ムヲ得ザル事情」トハ近親者ガ病氣又ハ災厄ノ爲負債ヲ生ジタルトキ本人ガ其ノ保證人トナリタル處借受人ガ返済能力ヲ喪失シタルカ爲ニ其ノ返済義務ヲ保證人ニ於テ負擔セルガ如ク眞ニ同情ニ堪エザル事情ヲ謂フ義ト了知アリタシ

四、本貸付金ノ貸付申込ニ對シテハ本人カ日常生活ニ於テ其ノ分ヲ守リ來リタルモ眞ニ已ムヲ得サル事情ノ爲不時ノ出費ヲ必要トシ又ハ前號ノ債務保證ヨリ生ジタル負債ナルコトヲ確認シタル場合ニ限り之ヲ認メ然ラザルモノ即チ何等同情スベキ理由ナクシテ生ジタル負債ニ對シテハ貸付ヲ爲サザル義ニ付其ノ負債ノ原因ニ關シテハ充分精査スルコト

五、貸付申込者ハ支部局長ヲシテ成ルベク之ヲ取纏メ送付セシムルコト

六、積立金貸付規程ニ依ル貸付金ノ辨濟方法ハ毎月ノ辨債額ヲ先ヅ元金ニ充當シ元金ノ完済後利息ヲ辨濟セシムルモノナルモ本貸付金ニ在リテハ貸付ノ翌月ヨリ毎月元金ト利息ヲ同時ニ辨濟セシムルモノナルコト

本貸付金ノ毎月ノ辨濟元金及利子額ハ別紙高利債借替資金貸付金辨濟元金及利子算出要領ニ依リ算出スルコト

高利債借替資金貸付金辨濟元金早見表別途送付ス

二一九

七、組合員が組合ヲ脱退シタル場合ニ於ケル利息ノ計算方ハ積立金貸付規程第十九條ノ規定ヲ準用スル  
義ナルモ組合員以外ノ者退官又ハ選信部外ニ轉勤シタル場合ニハ之ヲ準用セズ積立金貸付規程第七條  
第一項但書ニ準シ完済トナリタル日ノ前月迄之ヲ計算スルモノナルニ付行違ナキ様注意スルコト

八、本貸付金ノ貸付ヲ受ケタル者ヨリ積立金貸付規程ニ依ル貸付金ノ貸付申込ヲ受ケタルトキハ本貸付  
金ノ未辨済元金ト積立金貸付規程ニ依ル貸付額トノ合計額カ本貸付規程第五條第一項ノ貸付限度ヲ超  
過セザル範圍内ニ於テ貸付ヲ爲シ得ルコト

本貸付金ノ保證人トナリタル者ハ積立金貸付規程ニ依ル貸付金ノ貸付申込ヲ爲シ得ザルニ付其ノ貸付  
ヲ受ケントスル場合ハ保證人ヲ變更シタル上貸付申込ヲ爲サシムルコト

九、保證人ニ對シテハ適宜様式ニ依リ保證人名簿ヲ作成シ其ノ移動ノ有無ニ付時々調査ヲ爲シ債權確保  
ニ注意スルコト

十、本貸付金ノ貸付ヲ受ケタル者(組合員ヲ除ク)退官シタルトキハ諸手當並賜金ノ請求ニ際シ俸給總代  
人ヲ委任者ト定メタル委任狀ヲ徴シ受任者ヲシテ請求受領セシメタル上本貸付金ノ未辨済元利金ヲ控  
除セシムル等貸付金回收方ニ關シ萬遺漏ナキヲ期スルコト

十一、組合ヲ脱退シ退職年金ノ支給ヲ受ケタルニ至リタル者ニ對スル本貸付金ノ未辨済元利金ハ左ニ依リ  
處理スルコト

(一) 在職慰勞手當ノ給與ヲ受ケタル者ニ對シテハ之ヲ以テ辨済セシメ急速回收ヲ圖ルコト  
(二) 在職慰勞手當ノ給與ヲ受ケザル者又ハ其ノ受給額ガ本貸付金ノ未辨済元利金ニ達セザル者ニシテ之  
カ一時辨済ヲ困難トスル者ニ對シテハ退職年金ノ全部又ハ一部ヲ以テ分割辨済セシムルモ差支ナキ

コト但シ此ノ場合ニ於テハ別ニ保證人一名以上ヲ設定ノ上貴官宛其ノ承認申請ヲ爲サシメ債權確保上  
ノ支障ナキヲ期スルコト

(三) 前項ニ依リ分割辨済ノ承認ヲ爲シタル場合ニ於ケル利息ノ計算方ハ積立金貸付規程第十九條ノ規定  
ヲ準用セズ同規程第七條第一項但書ニ準ズルコト

十二、本貸付金ノ貸付金原票ハ一般ノ貸付金原票用紙ヲ使用シ表面上部欄外ニ高利債借替ト朱書スルコ  
ト

十三、貸付金拂出證憑書ニ添付スベキ合計紙裏面ノ職名別欄ニハ乙種組合員ノ次ニ組合員以外ノ者ニ對  
スル貸付件數及金額ヲ記入スルコト

十四、本貸付金ニ要スル貸付申込書、辨済元利金額表、貸付金原票各用紙及貸付金受拂登記簿ハ別途送  
付ス

十五、左ノ各項ニ付テハ支部局ニ對シ特ニ通牒セラレ度

(一) 第三號及第四號ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト

(二) 支部局長ハ部下職員ノ爲債權者ニ對シ償還額ノ減額方ヲ直接交渉スル等之カ斡旋方ニ付特ニ盡力セ  
ラレタキコト

(三) 貸付金ハ本人ニ之ヲ交付セズ支部局長ヲシテ負債整理ヲ爲サシムルコト

(別紙省略)

附錄

組合員掛金早見表

日給者掛金早見表(一) 円 .41-1.45

日給額	掛金月額		日給額	掛金月額		日給額	掛金月額	
	千分ノ六	千分ノ十三		千分ノ六	千分ノ十三		千分ノ六	千分ノ十三
41	69	16	76	1 28	30	1 11	1 86	43
42	71	16	77	1 29	30	1 12	1 88	44
43	72	17	78	1 31	30	1 13	1 90	44
44	74	17	79	1 33	31	1 14	1 92	44
45	76	18	80	1 34	31	1 15	1 93	45
46	77	18	81	1 36	32	1 16	1 95	45
47	79	18	82	1 38	32	1 17	1 97	46
48	81	19	83	1 39	32	1 18	1 98	46
49	82	19	84	1 41	33	1 19	2 00	46
50	84	20	85	1 43	33	1 20	2 02	47
51	86	20	86	1 44	34	1 21	2 03	47
52	87	20	87	1 46	34	1 22	2 05	48
53	89	21	88	1 48	34	1 23	2 07	48
54	91	21	89	1 50	35	1 24	2 08	48
55	92	21	90	1 51	35	1 25	2 10	49
56	94	22	91	1 53	35	1 26	2 12	49
57	96	22	92	1 55	36	1 27	2 13	50
58	97	23	93	1 56	36	1 28	2 15	50
59	99	23	94	1 58	37	1 29	2 17	50
60	1 01	23	95	1 60	37	1 30	2 18	51
61	1 02	24	96	1 61	37	1 31	2 20	51
62	1 04	24	97	1 63	38	1 32	2 22	51
63	1 06	25	98	1 65	38	1 33	2 23	52
64	1 08	25	99	1 66	39	1 34	2 25	52
65	1 09	25	1 00	1 68	39	1 35	2 27	53
66	1 11	26	1 01	1 70	39	1 36	2 28	53
67	1 13	26	1 02	1 71	40	1 37	2 30	53
68	1 14	27	1 03	1 73	40	1 38	2 32	54
69	1 16	27	1 04	1 75	41	1 39	2 34	54
70	1 18	27	1 05	1 76	41	1 40	2 35	55
71	1 19	28	1 06	1 78	41	1 41	2 37	55
72	1 21	28	1 07	1 80	42	1 42	2 39	55
73	1 23	28	1 08	1 81	42	1 43	2 40	56
74	1 24	29	1 09	1 83	43	1 44	2 42	56
75	1 26	29	1 10	1 85	43	1 45	2 44	57

日給者掛金早見表(二) 円 1.46-2.40

日給額	掛金月額		日給額	掛金月額		日給額	掛金月額	
	千分ノ六	千分ノ十三		千分ノ六	千分ノ十三		千分ノ六	千分ノ十三
1 46	2 45	57	1 81	3 04	71	2 16	3 63	84
1 47	2 47	57	1 82	3 06	71	2 17	3 65	85
1 48	2 49	58	1 83	3 07	71	2 18	3 66	85
1 49	2 50	58	1 84	3 09	72	2 19	3 68	85
1 50	2 52	59	1 85	3 11	72	2 20	3 70	86
1 51	2 54	59	1 86	3 12	73	2 21	3 71	86
1 52	2 55	59	1 87	3 14	73	2 22	3 73	87
1 53	2 57	60	1 88	3 16	73	2 23	3 75	87
1 54	2 59	60	1 89	3 18	74	2 24	3 76	87
1 55	2 60	60	1 90	3 19	74	2 25	3 78	88
1 56	2 62	61	1 91	3 21	74	2 26	3 80	88
1 57	2 64	61	1 92	3 23	75	2 27	3 81	89
1 58	2 65	62	1 93	3 24	75	2 28	3 83	89
1 59	2 67	62	1 94	3 26	76	2 29	3 85	89
1 60	2 69	62	1 95	3 28	76	2 30	3 86	90
1 61	2 70	63	1 96	3 29	76	2 31	3 88	90
1 62	2 72	63	1 97	3 31	77	2 32	3 90	90
1 63	2 74	64	1 98	3 33	77	2 33	3 91	91
1 64	2 76	64	1 99	3 34	78	2 34	3 93	91
1 65	2 77	64	2 00	3 36	78	2 35	3 95	92
1 66	2 79	65	2 01	3 38	78	2 36	3 96	92
1 67	2 81	65	2 02	3 39	79	2 37	3 98	92
1 68	2 82	66	2 03	3 41	79	2 38	4 00	93
1 69	2 84	66	2 04	3 43	80	2 39	4 02	93
1 70	2 86	66	2 05	3 44	80	2 40	4 03	94
1 71	2 87	67	2 06	3 46	80			
1 72	2 89	67	2 07	3 48	81			
1 73	2 91	67	2 08	3 49	81			
1 74	2 92	68	2 09	3 51	82			
1 75	2 94	68	2 10	3 53	82			
1 76	2 96	69	2 11	3 54	82			
1 77	2 97	69	2 12	3 56	83			
1 78	2 99	69	2 13	3 58	83			
1 79	3 01	70	2 14	3 60	83			
1 80	3 02	70	2 15	3 61	84			

掛金ハ給料月額(日給ニ在リテハ日給額ノ三十日分)ノ千分ノ五十六ニ相當スル額(錢位未滿四捨五入)ヲ拂込ムモノトス  
甲種特別組合員ハ上記ノ外給料月額ノ千分ノ十三ニ相當スル額ヲ拂込ムモノトス

7  
13

月給者掛金早見表 31月—12月

月給額	掛金月額		月給額	掛金月額		月給額	掛金月額	
	千分ノ六	千分ノ十三		千分ノ六	千分ノ十三		千分ノ六	千分ノ十三
31	1 74	40	61	3 42	79	92	5 10	1 18
32	1 79	42	62	3 47	81	93	5 15	1 20
33	1 85	43	63	3 53	82	94	5 21	1 21
34	1 90	44	64	3 58	83	95	5 26	1 22
35	1 96	46	65	3 64	85	96	5 32	1 24
36	2 02	47	66	3 70	86	97	5 38	1 25
37	2 07	48	67	3 75	87	98	5 43	1 26
38	2 13	49	68	3 81	88	99	5 49	1 27
39	2 18	51	69	3 86	90	100	5 54	1 29
40	2 24	52	70	3 92	91	101	5 60	1 30
41	2 30	53	71	3 98	92	102	5 66	1 31
42	2 35	55	72	4 03	94	103	5 71	1 33
43	2 41	56	73	4 09	95	104	5 77	1 34
44	2 46	57	74	4 14	96	105	5 82	1 35
45	2 52	59	75	4 20	98	106	5 88	1 37
46	2 58	60	76	4 26	99	107	5 94	1 38
47	2 63	61	77	4 31	1 00	108	5 99	1 39
48	2 69	62	78	4 37	1 01	109	6 05	1 40
49	2 74	64	79	4 42	1 03	110	6 10	1 42
50	2 80	65	80	4 48	1 04	111	6 16	1 43
51	2 86	66	81	4 54	1 05	112	6 22	1 44
52	2 91	68	82	4 59	1 07	113	6 27	1 46
53	2 97	69	83	4 65	1 08	114	6 33	1 47
54	3 02	70	84	4 70	1 09	115	6 38	1 48
55	3 08	72	85	4 76	1 11	116	6 44	1 50
56	3 14	73	86	4 82	1 12	117	6 50	1 51
57	3 19	74	87	4 87	1 13	118	6 55	1 52
58	3 25	75	88	4 93	1 14	119	6 61	1 53
59	3 30	77	89	4 98	1 16	120	6 66	1 55
60	3 36	78	90	5 04	1 17		6 72	1 56



Vertical text or markings on the left edge of the dark textured area, possibly bleed-through from the reverse side.



